

令和7年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年6月19日（木） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第3号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願
 請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願
 議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第61号 財産の取得について
 議第62号 財産の取得について
 議第63号 財産の取得について
 議第64号 財産の取得について
 議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
 議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 4 出席委員（6名）

1 番	三 田 敏 秋 君	2 番	姫 路 敏 君
3 番	佐 藤 憲 昭 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 委員外議員（2名）
 上 村 正 朗 君 菅 井 晋 一 君
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	玉 木 善 行 君
観 光 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	東 海 林 肇 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 長	中 川 博 之 君
都 市 計 画 課 長	小 野 道 康 君

同 課 参 事	忠 康 博 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	小 田 雄 介 君
同 課 都 市 政 策 室 長	林 奈 美 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	齋 藤 健 一 君
同 課 経 営 企 画 室 副 参 事	本 間 かおり 君
同 課 経 営 企 画 室 副 参 事	石 井 美 勝 君
同 課 業 務 室 長	大 矢 純 君
同 課 水 道 工 事 室 長	伊 藤 孝 雄 君
同 課 下 水 道 工 事 室 長	渡 邊 貴 志 君
荒川支所産業建設課長	高 橋 晃 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
こ ど も 課 長	高 橋 朗 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	河 内 真 人

(午前 9時59分)

委員長(河村幸雄君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むこととし、請願第3号及び請願第5号、陳情第4号については請願者及び陳情者の意見を聞くこととしたので、請願及び陳情の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者及び陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(河村幸雄君)請願者(瀬波地区区長会会長 加藤治郎氏、同会副会長 斎藤徳明氏)を入室させる。

日 程 第 1 請願第3号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願を議題とし、紹介議員(上村正朗君)から補足説明を受けた後、請願者(瀬波地区区長会会長 加藤治郎氏、同会副会長 斎藤徳明氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 おはようございます。請願第3号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願の紹介議員の上村正朗でございます。若干補足説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。請願第3号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願につきましては、本会議で請願趣旨について説明させていただきました。また、本日は請願者が趣旨説明においでですので、私からの補足説明は手短かにさせていただきます。瀬波船だまりには、村上市街地からの雨水、排水など

が流入してくるため、大量の草木が腐敗した状態で堆積しています。そのため水深が浅くなり、船の停泊、航行に支障を来しているだけでなく、出漁時には船外機が堆積物を巻き上げ、悪臭が発生するほか、船外機の取水口にごみが詰まり、その都度対処に追われている状況でございます。また、令和3年に行われた汚泥調査で環境基準を超えるヒ素が検出されました。万が一にも関係住民の健康被害につながるものがあってはならないと考えます。一日でも早い工事の実施と完了が望まれます。経済建設常任委員会の皆様には、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、紹介議員としての補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。
（午前10時06分）

委員長（河村幸雄君）再開を宣する。
（午前10時37分）

（審 査）

姫路 敏 この請願そのものは、やっぱりヒ素が含まれているということから慌てて出てきたのだらうと、請願者の話聞いても分かります。したがいまして、今予算立てもしようとして行政側やっています。5年間の計画でやろうということも先ほど説明聞いて分かりました。私は、ぜひ請願者の気持ちを捉えて、そして行政にも、先ほど説明などもきちんとしていきたいということも言っていましたので、賛同して、後押ししていきたいというふうに思っております。以上です。

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第3号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

委員長（河村幸雄君）農林水産課長及び林業水産振興室長を退室させる。

委員長（河村幸雄君）請願者（合併処理浄化槽設置集落 朝日地区7集落代表 釜杭区長 斎藤純市氏、山北地区10集落代表 荒川口区長 板垣幸雄氏）を入室させる。また、上下水道課長ほか同課職員及び環境課長ほか同課職員を入室させる。

日 程 第 2 請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願を議題とし、紹介議員（菅井晋一君）から補足説明を受けた後、請願者（合併処理浄化槽設置集落 朝日地区7集落代表 釜杭区長 斎藤純市氏、山北地区10集落代表 荒川口区長 板垣幸雄氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

菅井 晋一 皆さん、おはようございます。請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽

の運営をお願いする請願につきまして、請願の紹介議員として私、菅井晋一が補足説明をさせていただきます。合併処理浄化槽を設置している集落は、公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外で、行政指導の下、水洗化に協力する形で進められた地域であります。現在合併処理浄化槽を設置している地域は、集落としては朝日地区で7集落、山北地区で10集落、村上地区で2集落あります。いずれも山間地域の小規模集落で、独り暮らしの高齢者世帯が多く、通常の維持管理、点検、修理など、その経費の負担とともに、下水道整備地域と比べて大きな格差を生じている現状にあります。そんな中、旧神林村の河内集落で設置した合併処理浄化槽は、市町村合併前に河内集落の要請により各住宅で設置した合併処理浄化槽を村へ帰属させた上で、料金は下水道処理場と同じ取扱いとして、併せて維持管理も神林村が行うという運営がされてきました。市町村合併時に山北、朝日地域との合併調整項目として協議されましたが、統一には至りませんでした。上下水道料金は、令和4年によりや市内全域が統一されました。合併処理浄化槽の取扱いは、いまだに合併前の状況で統一されておられません。どうか合併処理浄化槽地域の現状と皆さんの思いを御理解いただき、本請願に対し御賛同賜りますことを心からお願い申し上げます、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
（午前10時44分）

委員長（河村幸雄君） 再開を宣する。
（午前11時29分）

（審査）

姫路 敏 合併処理浄化槽の今の現状ということで、議員何名かでその集落の区長さんとかで懇談会やったのです。そうしたら、全会一致で河内集落のほうにできればそういうふうにしてもらいたいと、もう一人の反対者もなくそのときはしています。ですから、その思いというのは、やっぱり高齢化も進んでいく中であるのだろうなど。私は、ではどのぐらいのコストがかかってくるのだかという部分、運営に関しても、では河内方式にすれば、行政はと。前私一般質問で出したけれども、大体1世帯当たりに係るコストって2万円ぐらいですよ、行政が。要するに利用料金も上がってきますから。ですから、私は行政のコスト的にもそんなにかかるものでもない。それよりも、そういう高齢化に優しいやっぱり合併処理浄化槽運営というのを望んでいるのであれば、これは十分に検討してもらいたいというのは議会から行政側に上げていくには、議会で決まればそうなるわけではないのだし、ぜひ行政に検討の材料を与えて、そして十分検討してもらいたいと、こういうふうに思っております。したがって、この請願についてみれば賛同していきたいと、こういう考え方でありますので、一応言っておきます。

（討論）

佐藤 憲昭 この請願につきましては、基本的に賛成でございます。ただ、合併前に各市町村独自の政治判断で導入した合併処理浄化槽でございますし、合併協議の中で、これが協議が未了ということになっていました。2番委員の長年の御努力によりまして、

行政としても平成26年から補助金制度を設けて、僅かなのだと思いますけれども、補助金を出してきたわけでございますし、その実績もあります。行政執行部のほうで判断するのだろうと思いますけれども、私としては、下水道審議会にお諮りして答申をいただくというふうな手続を取っていただければありがたいかなというふうに思っています。以上です。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論1件あり、起立による採決を行った結果、請願第5号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。

（午前11時33分）

委員長（河村幸雄君）委員会の再開を宣する。

（午後0時58分）

日程第3 議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

上下水道課長 それでは、議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。80ページを御覧ください。本条例は、地方公営企業法の規定に基づき、各事業の設置等に関し必要事項を定めておりますが、このたび農業集落排水事業で整備した西神納地区、東神納地区及び神納地区を公共下水道との統合に当たり、下水道法第4条第1項の規定に基づき、村上市公共下水道村上処理区の事業計画を変更したことから、下水道事業の経営の規模について所要の改正を行うものでございます。改正の主な変更点といたしましては、排水区域面積については、公共下水道事業では1,651ヘクタール、特定環境保全公共下水道では779ヘクタール、農業集落排水事業では368ヘクタールにそれぞれ改めるものです。また、排水人口につきましても、公共下水道事業では2万8,200人、特定環境保全公共下水道事業では1万6,250人、農業集落排水事業では1万1,050人にそれぞれ改めるものでございます。以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

（質疑）

姫路 敏 御苦労さまです。全然内容的には問題はないというか、これ恐らく処理場の統廃合に伴っての人口、そしてまた面積で変更になるのだろうと、こういうふうに思っておりますけれども、今後の展開として、いわゆる公共下水道あるいは農業集落排水、ここで統廃合すると残されている農業集落排水事業が10集落ぐらい残っているのでしょうかけれども、この辺今後の展開としてみれば、先ほどの請願のところにもちょっとかすりますけれども、合併処理浄化槽というよりも、ほかの統廃合というのも考えているところはありますか。

上下水道課長 昨年度、村上市の下水道事業の経営戦略という計画を更新させていただいたのですが、その中にもございますけれども、この10年間、令和7年から10年間の中で7つの集落排水事業を統合する予定にしております。今回の神林地区では3集落、

そのほかに村上地区で山辺里、相川、門前・鋳物師、そして朝日地区の三面、この4集落まで今のところ計画があるというところでございますし、今現在ほかの集落排水事業ですとか、特定環境保全下水道につきましても、区域につきましても、今事業転換が可能かどうか検討しているところでございます。

姫路 敏 合併処理浄化槽、いわゆる処理場であっても、100世帯以下ぐらいの処理場については、今後合併処理浄化槽との切替えも含めて、ちょっとその辺も十分に検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

上下水道課長 統廃合のほかにも今おっしゃるように集合処理から個別処理、集合処理から合併処理浄化槽のほうへの転換につきましても、検討をしているところでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第60号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第61号 財産の取得について及び議第62号 財産の取得について、議第63号 財産の取得についてを一括議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第61号から議第63号までの3議案につきまして御説明いたします。本件は、令和8年10月31日と同年11月30日をもってリース期間満了を迎える車両に替え、新たに11台を購入するもので、令和7年4月10日に指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結しております。納入期限は、いずれも令和8年3月27日となっております。財源につきましては、これまでも購入財源として活用してきました緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしておりますが、この起債の対象事業期間が令和7年度までであることから、納期を令和7年度内である令和8年3月27日としております。議第61号につきましては、11トン級除雪ローダの購入で、契約額は1,638万9,750円で、合資会社坂町重機工業と仮契約をしております。車両は、スノーバケット作業装置つき1台を荒川地区に配備いたします。次に、議第62号は8トン級除雪ドーザの購入で、契約額は9,847万4,320円で、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと仮契約をしております。車両は、マルチプラウ作業装置つき7台を村上地区に5台、荒川地区に2台配備いたします。議第63号は、8トン級除雪ローダの購入で、契約額は3,400万1,100円で、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしております。車両は、スノーバケット作業装置つきの3台を荒川地区、朝日地区、山北地区に配備いたします。説明は以上となります。

(一括質疑)

姫路 敏 御苦労さまです。今緊急災害事業債という言葉が出てきましたけれども、これ除雪車だからということでの対象になるのか、それともそれ以外でも何か過疎債とか、

そういったものもあるのか、今後は、これ令和8年で終わるみたいなのですけども、その辺今後の対応どんなになっていきますか。

建設 課長 こちらの緊急自然災害防止対策事業債といいますのが国のほうで進めております防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策ということ、これが令和7年度までになっておりますが、そちらと連携した地方単独事業がこの起債の対象になってまいります。今回御提案をしております除雪車の購入ですとか道路舗装の補修、また道路照明の交換ですとか、そういった道路防災に関するものも対象になっておりますし、それ以外にも河川防災という点でのこの起債の活用がそれぞれあります。こちらのほう、令和7年度までということできておりまして、次期の国土強靱化の実施中期計画、第1次のものになりますが、こちらが本年6月6日に閣議決定がされ、決定をしておりますが、この後こういった記載が継続になるのかの情報については、まだ私どものほうまでは来ておりません。ですので、情報として今後もアンテナを張りながら、活用できるものは活用していきたいというふうに考えております。

姫路 敏 この事業債は、内容的にはどんな有利点がありますか。
建設 課長 こちら財政措置になりますが、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%という非常に有利になっております。

姫路 敏 こういう除雪重機は十分進んで、交換というか、リース物件から、これは購入のほうがいいということで、恐らく1年、2年ぐらい前からやり始めているのでしょうか、まだ機械的には何台ぐらいあります。

建設 課長 今委員の質問、リースの期間という捉え方でお答えをさせていただきますが、今回のこの購入をもってリース物件についてはゼロになります。ただ、今現在こちらの購入する車両が来るまでの間はまた除雪の体制が必要でありますので、先ほど議案の説明の際にお話をさせていただきましたが、リース期間としては令和8年10月31日までのものと、令和8年11月30日までのもの、こちらの車両がございますので、それをもってリース車両はなくなります。

姫路 敏 分かりました。では、あと1年ぐらいはそういうのでやっていくけれども、今後恐らくそれがリース満了になれば、返すわけですから、そこでまた新たなものが出てくるという考え方でいいですか。

建設 課長 返し終わった後になりますが、市の保有機で除雪業務を行う場合と、業者の皆様が保有している車両を使った委託という形態での除雪作業があります。それで、今後はないという言い方も変ですが、市のほうで保有して貸与する機械と業者さんの機械で、それで除雪は行うということになります。そして、あわせて今後の車両の入替えの関係になりますが、既に市のほうで保有している車両、老朽化ですとか、これまでの保有年数が非常に長期間に及んでいるものもありますので、そういったものは状況を見ながら、入替えをしていくという形を取りたいということで考えております。

姫路 敏 このブルローダとか重機関係は、今足りていますか、今の現状で。
建設 課長 率直に足りているか、足りていないかという問いでありますと、私の感覚としては、台数としては増やしたいというふうには考えております。ただ、こういった、このサイズの機械が必要かどうかというよりも、これ以外にも小型のものですとか、小型のロータリー車ですとか、そういったものもありますので、市の全体の除雪計画の中でこういった大型のもの以外にも増やしていければなど個人的には考えていると

ころではあります。

姫路 敏 国土強靱化の自然災害ということで、国のほうでそういうふうな方向性の閣議決定がなされ、それを有利に使おうということで今回これだけのブルドーザを購入する、それも有利な条件での購入ということになるのであれば、今現状もし重機の大小あります。いわゆる今課長のほうでは小がもうちょっとあればということなのであれば、この際有利なものを使うのであって、重機たるものを本当にリースが終わってもまだまだ使えるという部分で非常に価格が下がらないというのもあってリースを切り替えているわけでございますので、ぜひこの条件の中での購入ということになれば、非常に有利に働くと思うので、副市長、その辺考えてみると、我が村上市でもせつかくこれだけのものが用意されている環境が整っているのであれば、今後のことも考えて、重機を有利な方向性で、小型も含めて購入するという方法、手段も取れるかと思しますので、その辺どんなものですか。

副市長 今課長答弁したとおり、今回は緊自債、有利な起債ということで、これ過疎債と同じ非常に有利な起債でございます。こういったものをこれからも、この今回の国土強靱化、また延長されるわけでありまして、その辺の有利な起債が対象になるのかどうか、そこらを注視しながら、計画的に今課長が申したように、小型のものも必要だということであれば、その辺も含めて十分検討して、整備をしてまいりたいというふうに考えております。

姫路 敏 もっとも除雪となると、これは業者の機械で除雪すれば、細かいところというのは、大体はそういうことでなされているのだろうなとは思いますが、ただ聞くとところによると、私は聞いただけの話なので、聞くとところによると、これ全部重機関係も車検やら整備やらというのが出てくる。そうすると、なかなか手いっぱい、車検やら整備というのに手が届いていないというか、人手が足りないというのですか、そういう状況があるということを聞いていますけれども、これ建設課長、現状としてみればどうなのですか。

建設課長 私直接伺っているところは特にはないのですが、ただ間接的にはなりますが、かなり手いっぱいだよというお話は伺っています。市内の業者さんございますが、県の車両、国、また市の車両、そして民間の車両ということで、シーズン前に修繕なり整備、また特定自主検査だとか、そういった作業があるわけですので、かなり大変になってきているのかなという、そういう感覚的には感じてはおります。

姫路 敏 それで、何を私言いたいのかという部分なのですが、これ入札します。入札の部分で、重機からちょっと違う視点で入札のことを考えると、市町村合併前の旧村上市においては、普通一般車両も村上整備協会のほうに発注して、村上整備協会を考えながら、いわゆる納品されるというようなことをやっておりました。ただ、市町村合併後には、各例えば山北であれば山北、朝日であれば朝日というところでの支所で発注される車両についてみれば、そこでいわゆる指名入札に入らないかを投げかけて、そして投げかけられたところでよしやってみようということで事業者がそこに登録される、その中で朝日は朝日でその中で車ということで入札させるということを踏んできたわけで、今もその現象になっているはずなのです。分かるかな。私一人でべらべらしゃべっていますけれども、一応そういう形で今もやっていると思うのですが、一貫してこの重機の場合はそんなわけにはいかない、市挙げてということなのですが、入札関係見ると、やっぱりどうしてもメーカーにはかなわないですね、メーカーには。メーカーにはかなわないというのは、1つだけ頑張っ

機工業さん、この方1つだけお取りになりましたけれども、これも私思うのですけれども、市内の業者さんたちに、村上市全体でいわゆる入札のことで指名入札をしたいと、全体で。その指名入札に入られる方に対してみれば、当然整備と車検等もそこで納品後はなるということを理解していただいて登録していただいて、そこで指名入札すると。当然メーカーよりは恐らく高くはなると思います、メーカーの基準よりは。しかしながら、よくよく考えてみれば村上市で行う除雪の機械をよそのメーカーの、メーカーとはいえよそのところにそれを支払っていかなくても、ぜひ村上の事業者でできる状態をつくり上げるためにはそういうようなものの考え方、それが全部いい、正しいかどうかは分かりませんが、そういうような形の中でやってもらいたいと思うわけです。ところが、整備そのものが非常にもう満杯であるという状態の中で指名入札して、そこまでやってくるかという、これまた大きなクエスチョンマークなのですが、ただ我が村上市で用意したお金はやっぱり村上市の事業者を通した上で物できるような形というのは私は好ましいのかなと思います。それは、若干高くなるかもしれませんが、全体的に。それにしても、有利ないわゆる事業債、今言った事業債を使えるのであれば、そういった形でもいいのかなと。もう一つは、過疎債はここで使ってしまうと使えなくなるという可能性もあるので、やっぱりこの有利な事業債そのもののほうに重点を置きながら、それを使うときには入札の条件なんかも少し今後検討していただいて、それがよしとなれば、村上の事業者がここに辞退、辞退なんて書かれていますけれども、みんな入れるような、要するにキャタピラー、コマツの新潟営業所とかメーカーのそのものが入ってくるのではなくて、村上にある事業者がそこに名を連ねるという形のほうがいいのかと思いますけれども、副市長、この辺はちょっと検討する材料とは思っているのですけれども、そうしたほうがいいのかというだけであって、そうしなさいよというわけではないのだけれども、有利な方法を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

副市長 大変貴重な御意見だと思うし、実は私どもも以前からずっとそこは問題意識を持っておりました。今回の地元の業者さんの辞退、こういったものも、今委員おっしゃられたいろんな要因はあると思うのですけれども、例えば整備に手が回らないですとか、本当にいろんな要因はあるのだらうと思います。勝負をしても、大手メーカーさんにはかなわないというふうな側面もあるのかもしれません。具体的に聞いたわけではありませんけれども、そういったことで地元の企業がいわゆる受注機会を失うということは非常に問題というよりは、やはり本来であれば地元の事業者さんにとっていただきたいというふうな思いはありますので、入札の要件ですとか、そういったものも含めてどういうふうにできるのか、これは検討していきたいというふうに考えております。

姫路 敏 検討していただいて、それで今度コマツとか、例えばキャタピラーがそういうことで逆に彼らの立場からすれば、入札はうちらだけでは入れないと、簡単に言えば。そうなったときに、やっぱり今ある、いわゆる村上市内へるるそういう車、整備の事業者のところに営業に行きますよ、恐らく。こういうふうに、こういうふうに。そうすると、いろんな整備関係でも、その事業者そのものが今度いわゆるいろんな勉強にもなるし、いろんなところと今度逆に切磋琢磨もできるし、行政がそこにはまらなくても、できるようになると思うので、それも一つ踏まえた上で御検討くださいと思っているのですが。

副市長 その整備の手法、在り方についても、地元の業者さんだけであれば、今も手が回らない状況があるというふうなこともありますので、やっぱりそこらは大手のメーカーさん、こういったものと連携をしながら整備できないか、この辺も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

(議第61号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第61号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第61号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第61号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第62号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第62号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第62号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第62号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第63号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第63号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第63号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第63号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5	議第64号 財産の取得についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 小野道康君）から説明を受けた後、質疑に入る。
------	---

(説明)

都市計画課長 それでは、議第64号 財産の取得についてを御説明いたします。本議案は、村上総合病院跡地の用地取得契約に伴い、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により2,000万円以上の不動産、土地については1件5,000平方メートル以上の買入れに該当することから、議会の議決をお願いするものであります。取得しようとする土地の表示につきましては、別紙の土地一覧記載のとおり計18筆、実測の地積1万3,477.4平方メートルであります。取得の目的につきましては、村上駅周辺まちづくり事業による統合保育園をはじめ複合施設、

市道番丁1号線、市道番丁4号線の用地として取得しようとするものであります。取得金額につきましては、土地売買仮契約書に記載のとおり取得価格2億6,000万円であります。相手方は、新潟市中央区東中通1番町86番地109、新潟県厚生農業協同組合連合会、代表理事理事長、塚田芳久であり、令和7年4月18日に仮契約を締結いたしております。なお、対象地の位置図等は資料1の位置図と資料2の概要図の赤の着色部分であります。説明は以上であります。

(質 疑)

- 姫路 敏 ちょっと確認なのですけれども、道路というのはどこでしたっけ、これつくの。⑤、⑨のところででしたっけ。その脇。ちょっと何か。
- 都市計画課長 お示ししている資料2の平面図、概要図になりますけれども、ちょうど③番のちょっと楕円形の土地ありますけれども、この土地がもともとの村上総合病院の裏口あったところの出入り口ありましたけれども、あの位置から北側のほうに真っすぐ行く位置になります。位置的にはその辺りになります。
- 姫路 敏 そうすれば、この向かって右側の赤いところの辺りが今度保育園なのかな。保育園って広いのですね、これ見ると。
- 都市計画課長 委員おっしゃっているとおり、今の道路から右側が保育園、幼稚園でありまして、面積が、端数ちょっとあれですけれども、約4,700平米、5,000平米切るぐらいの土地面積であります。統合保育園用地としましては、全体で4,887.86平米であります。
- 富樫 光七 今回の取得の話なのですけれども、これ取得した後の流れというか、工程というのはどういうふうに進む予定でしょうか。
- 都市計画課長 公表していますとおとり取得後につきましては、今年度予算化していただいていますけれども、保育園側につきましては保育園の造成工事と、それとあと今回は保育園につきましては民設民営でありますので、造成工事終了後につきましては、わかば福祉会のほうで民設民営の建設に入るといいう形になります。あわせまして、市としましては、先ほど来ありました市道番丁4号線の道路の建設に入っていくという形となっております。
- 富樫 光七 新たに取得するところの土地の使用目的というか、どういう形で展開する、計画書の予定はどうなっているかなという質疑なのですけれども。
- 都市計画課長 先ほど申したのは1期工事の分であります。委員おっしゃっているのは多分2期工事の分のほうの今の道路の駅側のほうの左側の土地の2期工事分になるとかと思えますけれども、本会議でもありましたけれども、現在2期側のほうには行政ゾーンとしまして国の施設、それとあと交流ゾーンということでの複合施設、ジャスコ跡地も合わせての交流ゾーンという形のゾーニングを設定しておりますけれども、そちらの交流ゾーンのほうにつきましては、従来から申し上げてまいりましたとおり、官民連携でPPPを進めるという形であります。今年度、先導的官民連携支援事業という国費の採択、おかげさまで採択になりましたので、現在その採択に当たりまして、L A B Vという手法、昨年来からずっと全員協議会等でもちょっと若干触れていたかと思うのですが、そういった形で事業手法のほうをそういったL A B Vという形で進めていくというところで、PPPをまた具体的に進めていきたいと。あわせまして、その先導的官民連携支援事業の中で、まずもう一度PPPの基本的な内容とかも議員の皆様とか、機会を通して、市民に対しましてPPPの進め方といったところも説明会を通して進めていきたいといったところであります。

富樫 光七 ありがとうございます。いつでしたっけ、今年度の予算の中に何かコンサル頼んで1,000万円近く、900万円ぐらいのたしか予算を計上されていたと思うのですけれども、その話と公共の、国の機関とか云々という話の、どうもその整合性が私らにはよく分かりにくいのですけれども、もう少し説明お願いできますか。

都市計画課長 先ほど来言っています行政ゾーンというところに関しましては、国の施設、国の出先機関をとということでのものは、それはそれであります。今の官民連携を進めていこうというのは、行政ゾーンとまたもう一つのゾーニングをしている交流ゾーン、病院跡地の中に国の行政ゾーンと交流ゾーンありますけれども、先ほど来言っているジャスコ跡地も含めて病院跡地のところを交流ゾーンという設定していますので、そこを官民連携で進めていくということであります。

富樫 光七 私工程表忘れたのですけれども、今の課長の予想からいくと、それが例えば完成して、オープンするというのはいつ頃になるのですしたっけか。

都市計画課長 令和5年の8月に公表した以来、令和10年、11年を目指して建設にというのは今のところ工程変わっておりませんので、令和12年供用という形で、そこを目標になのですけれども、民間事業者の方とこれからどういうふうな話し合いになっていくのかというところもありますし、民間事業者の方だとやっぱりスピード感が求められてきますので、そこは前から説明していたのだけれども、時期を逸しないようにしていきたいといった形であります。あくまでも目標としては、一応設定は令和12年という形であります。

富樫 光七 としてみれば、もう四、五年ぐらいあるということなので、もしできればそれまでの間、ジャスコ側のあの跡地を駅前のために何か駐車場として開放してくれないかなという話も結構聞こえてくるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

都市計画課長 そのとおりでありまして、空けていてもしょうがないわけです。先般6月1日にジョブフェスという形でフェスを開催、民間の方でしていただいたわけですが、約1万1,000人ほどの来場者、1日であったという形で、あのジャスコ跡地、それから病院跡地、それから県の総合庁舎の跡地を使ってそういった催物をさせてもらっています。また、10月にはいいねっか村上を今回初めてジャスコ跡地をメイン会場という形です、商工会議所青年部さんですか、という形で今動いていますので、そういった催物をやることも大事ですし、なるべく空けないように民間事業者といろいろ掛け合っていますので、そういった形で進めていきたいと思っています。

姫路 敏 今の質問で、今言った駐車場とかで利用したほうがいいのではないかって、今もう市のものになったのだしというのはどういうのですか。

都市計画課長 駐車場につきましては、すみません、今現在既存で、市が取得する前の駐車場として使っていた向かいにパール……

（「床屋さん」と呼ぶ者あり）

都市計画課長 はい、が使っております。また、あとそれから村上高校、それから村上桜ヶ丘高校の年間行事等で非常に回数が実は多くて、しかも面積を全部の面積、1万平米ございますけれども、約400台、その部分を今お貸ししておりますので、そここの調整等うまくいけば、基本的には今まで既存の借りていた方をということで考えてはいます。

姫路 敏 契約しなければそこに借りられないということ。要するに駅前にそば屋さんにそば食べに行こうかなと思った人が車に乗ってきて、あそこの駐車場に入って止めてそ

ば食べに行ったり、福来軒に行ったり、ちはる床屋に行ったりすると悪いのかということはどうなのですか。

都市計画課長 今お借りしているのは、行政財産の使用許可という形で使用料をいただいております。面積を決めて、場所を決めて、1平米当たりだったかと思えますけれども、幾らという形で行政財産の使用許可という形を取っています。あと、また先ほど来言っています村上高校、桜ヶ丘については、公的団体ですので、無償となっておりますけれども、基本的には行政財産の使用許可という形で、先ほど来申し上げてます結構年間の使用量が多いものですから、そういう駅前の方に来たときに、そういった形で臨時的に無断で止めている方がもしかするといえるかもしれませんけれども、今のところはそういった対応となっております。

姫路 敏 有効に使うのであれば、普通に来た人がふつと止められるようにしたほうがいいと思いますよ。契約結んでいるところしか使えないというのは、今度契約しているところというのは、行政財産の契約だったら、平米当たり年間2,000円とか3,000円でしょう。どういうふうになるのか分からないけれども、車1台分のスペースなんていうのは二、三千元ですよ、年間。行政財産の貸出しなんて、賃貸なんていうのは。どこかの駐車場の不動産が貸すみたい月に5,000円だの4,000円だのなんていう支払いではないはずです。どのぐらいになっているのですか、パールさんのところは。

都市計画課長 委員おっしゃるとおり通常の一般の月額4,000円とか、5,000円という金額ではありません。金額の詳細、1台当たりとか、今お貸ししている面積だとかのちょっと詳細今手持ちになくて申し訳ありません。ただ、金額については安価であります。

姫路 敏 結局あそこ村上市に寄附して、村上市のものになった。でも、ああやって閉じられているということであれば、なかなか使い勝手が悪いと、ふだんのときに。確かにいろんな事業、イベントのときには、それは開放して、そこのイベントのところに貸すのは別に構わないのですけれども、ふだんから別に止めてもいいような状況にしておくというのは、私はそのほうが使い勝手がいいと思うし、そんなところで契約結んでおくというよりも、簡単に言えば、この辺までは村上市駅前の用事のある方々はこの辺に止めてくれだの、そのぐらいのような形での分けぐらいしておいて、お使いくださいみたいなほうがいいのではないですか。それも検討してみてもらいたいけれども、どうでしょうか。

都市計画課長 駅前のほうの商店街があります。そういったところともちょっと相談しながら、検討してみたいと思います。以上です。

都市計画課参事 先ほどの駐車場使用料の件でありますけれども、契約上50平米を貸出ししております。年間で6万9,960円というふうになってございます。以上です。

姫路 敏 50平米といたら、5メートル掛ける10メートルぐらいだな。そんな高いの。これは今度問題になるよ。ほかのところとのあれが問題になりますよ、比較が。50平米で1か月、そうすれば5,000円何か、5,000円の消費税ぐらいだな。5,000円ぐらいだね。

都市計画課長 今の50平米ですけれども、車4台分という形になっております。ですので、1台当たりですと年間で1万7,490円ですので、割る12か月でいきますと1か月1,457円という形です。

姫路 敏 それで事業者がオーケーしていれば別にいいのですけれども、取りあえず。

富樫 光七 今の50平米、5万円というのはいいのですけれども、あそこって全部で何平米ある

のですか。

都市計画課長 富樫 光七 ジャスコ跡地のほうでよろしいですか。約1万100平米ほどだったかと思います。だとすれば、余っている、遊んでいる土地のほうが多計なような気がするのですけれども、その部分を、だから市民に駐車場として開放してもらえませんかという私の意図だったのですけれども。

都市計画課長 趣旨のほうは分かりました。今あの周りには民間のほうの駐車場とか、あとJRさんの脇の駐車場とか、要はそういった、それで営んでいる駐車場もあります。それはそれでありまして、先ほど来姫路委員あれですけれども、駅前の商店街の方の駐車場も少ないというふうにも聞いておりますので、そういったところは駅前の方、また区長さんともちょっと相談していきたいといったところであります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第64号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6 議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。124ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益に4,100万円を追加し、収益的収入の予算の総額を11億9,250万円とするものです。支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用では4,100万円を追加し、収益的支出の予算の総額を11億8,260万円とするものでございます。125ページを御覧ください。収益的収入の補正内容といたしましては、第1款水道事業収益、第1項2目受託工事収益では、消火栓の移設等に係る受託工事収入として追加するものでございます。126ページを御覧ください。収益的支出の補正内容といたしましては、第1款水道事業費用、第1項3目受託工事費では荒川、神林、朝日地域の消火栓新設等工事における工事請負費の不足分を追加するものでございます。以上、上水道事業会計補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第66号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 7 議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。このたびの補正につきましては、本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の再発防止として、大規模下水道管路の調査事業に伴う費用とその財源を確保するものでございます。132ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、新たに営業費用中、管渠費委託料の財源として企業債430万円を借り入れることとし、第1款下水道事業収益、第1項営業収益に438万4,000円を、第2項営業外収益に438万4,000円をそれぞれ追加し、収益的収入の予算を38億1,276万8,000円とするものです。支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に876万8,000円を追加し、収益的支出の予算を収入と同額とするものでございます。第3条は、収益的収入、支出の補正となります。133ページを御覧ください。収入につきましては、第1款資本的収入、第6項出資金において、雨水処理費負担金に組み替えることにより438万4,000円を減額し、資本的収入の予算を36億840万7,000円とするものです。なお、収支不足額12億6,559万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填するものでございます。134ページを御覧ください。収益的収入の補正内容といたしましては、第1款下水道事業収益、第1項2目負担金において、136ページの第1款資本的収入、第6項出資金を減額いたしまして、雨水処理費負担金に組み替えるものでございます。第2項1目補助金では、下水道防災事業費補助金を追加するものです。135ページを御覧ください。収益的支出の補正内容といたしましては、第1款下水道事業費用、第1項1目管渠費において、大規模下水道管路の緊急調査に要する管路施設点検・調査業務委託料(雨水)を追加するものでございます。以上、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

姫路 敏 村上市内において陥没というか、そのような話というのはあるのですか。

上下水道課長 私の知っている限りですと、大規模な陥没というものは存じておりません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立

による採決を行った結果、議第67号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午後 1 時 5 4 分）